

福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書

福岡市南区大学連絡会議構成校(九州大学大学院芸術工学研究院・大学院芸術工学府及び芸術工学部, 香蘭女子短期大学, 純真学園大学, 純真短期大学, 精華女子短期大学, 第一薬科大学, 福岡女学院大学・福岡女学院大学短期大学部)と福岡市南区(以下「連携機関」という。))は, 次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は, 連携機関が包括的な連携のもと, それぞれの資源や機能等の活用を図りながら幅広い分野で協力し, 地域及び大学の相互発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 連携機関は, 次に掲げる事項について連携し, 協力するものとする。

- (1) 連携機関が有する様々な資源(人材, 知的財産, 施設等)の相互活用に関すること
- (2) 連携機関が共働で実施する事業に関すること
- (3) 南区のまちづくりの推進に関すること
- (4) 学生による地域活動に関すること
- (5) その他連携機関で合意された事項

(連携の推進)

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため, それぞれ担当部署を定めるものとし, 南区大学連絡会議で定期的な連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は, 締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし, 期間満了の30日前までに, 連携機関のいずれからも異議の申し出がないときは, さらに1年間更新するものとし, その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき, 又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは, 連携機関が協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか, 連携事項の細目その他具体的な取り決めについては, 各構成校と南区が協議の上, 覚書を締結するものとする。

上記協定の締結を証するため, 本協定書を8通作成し, 署名捺印の上, それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年12月9日

九州大学大学院芸術工学研究院長
九州大学大学院芸術工学府長
九州大学芸術工学部長

香蘭女子短期大学長

純真学園大学長

純真短期大学長

精華女子短期大学長

第一薬科大学長

福岡女学院大学・
福岡女学院大学短期大学部 学長

福岡市南区長
